

議案第 24 号

平成 27 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 27 年 2 月 19 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成 27 年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数		61,600 戸
(2) 年間総排水量		19,500,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量		53,279 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業		
① 汚水管渠整備事業		192,785 千円
② 雨水管渠整備事業		107,450 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		3,314,138 千円
第 1 項 営業収益		1,991,605 千円
第 2 項 営業外収益		1,322,532 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
	支	出
第 1 款 下水道事業費用		3,260,138 千円
第 1 項 営業費用		2,795,762 千円
第 2 項 営業外費用		462,876 千円
第 3 項 特別損失		500 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,165,424 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,930 千円、過年度分損益勘定留保資金 721,954 千円、当年度分損益勘定留保資金 357,540 千円、減債積立金 10,000 千円及び建設改良積立金 50,000 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		723,180 千円
第 1 項 企業債		478,400 千円
第 2 項 他会計負担金		119,580 千円
第 3 項 国庫補助金		94,700 千円
第 4 項 工事負担金及び分担金		21,500 千円
第 5 項 寄附金		9,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 888, 604千円
第1項 建設改良費	831, 707千円
第2項 固定資産購入費	1, 724千円
第3項 企業債償還金 (企業債)	1, 055, 173千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 320, 000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	158, 400	同上	同上	同上
計	478, 400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費259, 593千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、252, 709千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、13, 716千円と定める。